農業後継者の修学を支援 ~就農5年で奨学金返還の債務を免除~

広野町の農業振興と農業後継者を確保するため、その修学に必要な資金(奨学金)を貸付けし、農業経営 の安定と優れた農業担い手の育成を図ることを目的に、広野町農業次世代人材育成奨学金制度を設けてい ます。

この申請に関する詳細は、産業振興課までお問い合わせください。

問 産業振興課 ☎0240-27-4163

広野町農業次世代人材育成奨学金の概要

①広野町に住所を有する者の子弟で、高等学校または農業関係の大学等に進学した者 ②将来、広野町で就農し、農業専業農家になろうとする者 ③心身ともに健康で、将来、農業経営者または補助者としてふさわしい資質を有する者 ④広野町ならびに国、県または他の団体から同種類の奨学金の貸与または給与を受けていない者			
福島県農業総合センター 農業短期大学校または 道府県農業大学校等			
000円			
卒業の月の1年後から10年以内に貸付けを受けた奨学金の全額を半年賦で返還			
無利息			
Į.			
5 年			
		!	
務を免除			
!			
į			
— 部			
:全額			

こども家庭課からのお知らせ

施設等利用費補足給付事業について

広野町に居住し、町外の私立幼稚園及び認可外保 育所等を利用し、施設利用料をお支払いしている方 を対象として、広野町が利用料の一部を補足給付し

対象は、4月1日時点で3歳以上の子ども又は、 3歳未満の子ども(市町村民税の課税区分が非課税 の世帯に属する場合に限る)です。

●請求期間

- (1) 第1期(4月から7月まで) 当該期間が属 する年度の8月末日まで
- (2) 第2期(8月から11月まで) 当該期間が 属する年度の12月末日まで
- (3) 第3期(12月から3月まで) 当該期間が 属する年度の3月末日まで

施設等利用に係る副食費補足給付事業について

広野町に住民票の登録をしていて、町外の私立幼 稚園及び認可外保育所等を利用し、給食費をお支払

いしている方を対象として、広野町が給食費のうち、 副食費の一部を補足給付します。

対象は、利用している子どもが第3子の場合、又 は地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割 (この所得割を計算する場合には、同法第314条の 7、同法第314条の8、同法附則第5条第3項、同 法附則第5条の4第6項及び同法附則第5条の4の 2第5項の規定は、適用しない)が77,101円未満 の世帯に属する場合です。

●請求期間

- (1) 第1期(4月から7月まで) 当該期間が属 する年度の8月末日まで
- (2) 第2期(8月から11月まで) 当該期間が 属する年度の12月末日まで
- (3) 第3期(12月から3月まで) 当該期間が 属する年度の3月末日まで
- 問 こども家庭課 ☎0240-27-2115

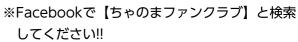
地域おこし協力隊通信 No.9

こんにちは。起業型地域おこし協力隊の大場美奈 です。今回は11月の活動報告になります。

駅前交流スペースで開催したワークショップにつ いてです。たくさんの方にご参加いただきありがと うございました。駅前交流スペースでどんなことを やってみたいかみんなでワイワイ話し合ってみまし た。たくさんのアイデアや皆さんのやってみたいと いう企画が出てきてとても参考になりました。皆さ んが気軽に集まれてお茶をしたり、会話を楽しんだ り、趣味のお友達ができたりと様々な場所と空間が 提供できればと思っています。

そして、このワークショップの中で出てきた意見 をもとにちゃのまファンクラブを立ち上げました。 ここでは様々なワークショップの情報を公開した り、立ち上がったプロジェクトの情報交換をしてい くページになります。ぜひ、のぞいてみてください。 ■ちゃのまファンクラブ

https://m.facebook.com/gro ups/2832642116748730?r ef=share





問 復興企画課 ☎0240-27-1251